

山口県航空宇宙クラスター動画制作業務委託仕様書

1 業務名

山口県航空宇宙クラスター動画制作業務委託

2 業務委託の目的

山口県航空宇宙クラスターが出展する展示会等のブースで同クラスターの紹介動画をPRする。また、バーチャルブースで動画を掲載するためのツールとして活用するため。

3 委託期間

委託契約の日から令和3年3月26日（金）まで

4 動画作成に係るスケジュール

令和3年2月上旬：各クラスター企業と撮影内容打ち合わせ

令和3年2月中旬～下旬：各クラスター企業にて撮影

令和3年2月上旬～中旬：動画内容擦り合わせ及び確認

令和3年3月下旬：制作物納品

※詳細なスケジュールについては、やまぐち産業振興財団（以下「財団」という。）と協議の上確定する。

5 業務委託の概要

- (1) 山口県航空宇宙クラスターの特徴等を紹介するプロモーション動画を作成
ア 各クラスター企業の会社の外観、設備、特徴等が紹介されていること
イ 山口県航空宇宙クラスターの事務局である財団の概要が紹介されていること

※詳細な内容は各企業と財団と協議の上、確定する。

- (2) 30秒程度の動画と5～6分程度の動画を2本作制作すること

6 業務委託の内容・範囲

本業務の目的を達成するため、受託者は以下の業務を実施するものとする。

- (1) 企画・構成

動画作成に係る企画の提案や構成に係る全ての作業

- (2) 撮影・取材

財団や各企業との調整等、撮影にあたっての全ての作業

ア 受託者は財団と協議の上、出演者、協力者等と交渉を行い、必要に応じ、委託料の範囲で謝礼等を支払うものとする。

イ 受託者は、出演者、協力者等に肖像権、及び音楽の著作権等に関する調整を行い、配信しようとする媒体やYouTubeなどの媒体で配信することの同意を得るとともに、必要に応じ、委託料の範囲で料金を支払うものとする。

- (3) 編集

動画制作にあたっての編集に係る全ての作業

（映像に見合う音楽、ナレーション・字幕等を含む）

(4) その他

ア 企画・打ち合わせ

事前に映像の構成が分かるようなシナリオなどによる打ち合わせを行うこと。

イ 音楽・ナレーション・字幕

映像に見合う音楽・ナレーション・字幕を適宜追加すること。なお、ナレーション・字幕内容については、本県・財団と事前に調整を行うこと。

ウ 実写、CG、アニメーション等表現方法は自由とする。

エ 完成前確認

仮編集時に財団の確認を受け、修正の指示があった場合は修正後に再度確認を受けること。

(5) 動画の規格

ア アスペクト比16：9のフルハイビジョン

イ Youtube で再生可能な以下のいずれかの動画形式で作成

MPEG4、WMV、AVI、MOV、MPEGPS、FLV、3GPP、WebM

ウ 言語は日本語とする。

(6) 受託者が業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手することを原則とする。ただし、財団及び受託者との協議の上、必要に応じて財団が所有する資料等を貸与することができる。この場合、貸与資料等の複製・複写の可否、返却等については、財団の指示に従うこと。

(7) 環境・運用体制・セキュリティ要件

ア 外部からの改ざん等不正防止策を図ること。

イ 公開している情報以外で、本業務上知りえた情報は提供、開示、漏洩しないこととしその体制が確立されていること。

(8) 進行管理・運用支援

ア 本業務遂行上必要な進行管理及び連絡調整を行うこと。

イ 財団の意向に合致した動画の構築等を実施するため、定期的に作業内容の打ち合わせを行うこと。

7 成果品

(1) DVD ディスク形式・Blu-Ray ディスク形式にした成果品

DVD 1 枚、Blu-Ray 1 枚

※ラベル印刷をし、タイトルなどを印刷した専用ケースに収納して納品すること。リージョンフリー対応で作成すること。

(2) 成果品のマスターデータ (DVD1 枚、Blu-Ray 1 枚)

8 納品場所

公益財団法人やまぐち産業振興財団 事業支援部

※納品方法等の詳細は、協議の上、決定する。

9 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 業務全体を管理・統括する責任者を置くこと。財団との連絡は原則として、この統括責任者を通して行うものとし、メール及び電話による問い合わせを可能とすること。
- (2) 本業務に関する打合せ協議を必要に応じて随時行うものとする。
- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、または本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- (4) 本業務において受託者が取り扱う個人情報については、財団の保有する個人情報として山口県個人情報保護条例（平成13年12月18日山口県条例第43号）の適用を受けることに留意し、その適切な管理のために、必要な措置を講じること。
- (5) 受託者等が所有する動画・画像等を使用する場合には、著作権・肖像権等に十分注意の上、自らの責任において使用すること。
- (6) 本人の承諾を得ることのできない人物画像については、識別が不可能な程度の修正を行う、もしくは使用をとり止めること。
- (7) 本業務成果品について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うものとする。
- (8) 成果品の所有権、著作権、利用権は、原則として財団に帰属するものとする。
- (9) 受託者は、本業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (10) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、財団の許可なく他に公表、貸与、使用、複製、漏洩をしてはならない。
- (11) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (12) 本仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務については、その都度、財団と協議を行うこと。
- (13) 開発作業場所は、原則として受託事業者オフィスとする。

10 権利の帰属およびその手続き

- (1) 受託者は、委託業務の成果品に係る著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）を、成果品の納入、検査合格後、直ちに財団に無償で譲渡することとする。
- (2) 成果品の納入、検査合格後は、財団で成果品を自由に公表できるものとする。
- (3) 納入、検品を経た委託業務の成果品の所有権は、委託料の支払いにより財団に移転する。
- (4) 本県・財団は、委託業務の成果品を利用するにあたって、著作者を表示することを要しない。
- (5) 財団は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、委託業務の成果品の使用にあたり、使用様態に応じてサイズ、色調の変更、一部

の切除その他の方法により改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作権人格権を主張しないこととする。

(6) 受託者は、映像素材等として許諾が必要なものを使用する場合は、すべての手続きを行い、使用にかかる費用もすべて負担すること。

(7) 受託者は、財団に対し、委託業務の成果品の著作権が受託者であること並びに係る成果品及びその利用が、第三者の著作権、プライバシー権、肖像権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害しないことを保証し、第三者から成果品またはその利用について権利侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うこととする。

1 1 その他

本仕様書に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、受託者と財団の協議により、決定することとする。